

釜石市立学校における学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 釜石市立小学校又は中学校(以下「小・中学校」という。)の円滑な統合を実現するために必要な準備、検討及び調整を図るため、学校統合準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。

2 準備委員会は、次に掲げる統合の対象となる小・中学校(以下「統合校」という。)ごとにそれぞれ設置する。

- (1) 栗林小学校及び鵜住居小学校
- (2) 白山小学校及び平田小学校
- (3) 釜石小学校及び双葉小学校
- (4) 唐丹中学校、釜石中学校、甲子中学校及び大平中学校
- (5) 前4号に掲げる統合校のほか、釜石市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める統合校

(所掌事務)

第2条 準備委員会は、統合校に関する次に掲げる事項について協議し、及び検討し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 統合校の学校経営に関すること。
- (2) 統合校の教育課程に関すること。
- (3) 統合校のPTA活動に関すること。
- (4) 統合校の通学体制に関すること。
- (5) 統合校の備品、文書等の取扱いに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、統合準備に関し必要な事項

(組織)

第3条 準備委員会は、委員50名以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 統合校の児童生徒の保護者
- (2) 統合校の通学区域内の住民
- (3) 統合校の教職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から統合の日までとする。

2 教育委員会は、特定の地位又はその職(以下「地位等」という。)にあるため委員に委嘱又は任命した者が、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなし、新たに当該地位等にある者を委員として委嘱又は任命する。

3 教育委員会は、前項の規定によるもののほか、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとする。

4 委員に対する費用弁償等については、無償とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、第1回目の準備委員会は、教育委員会教育長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 準備委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会の設置)

第7条 準備委員会に、次の各号に掲げる専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

(1) 学校経営部会

(2) 教育課程部会

(3) 通学・PTA部会

2 部会は、別表に掲げる事項を所掌し、所掌事務に関する調査、検討及び調整を行い、その経過及び結果を準備委員会へ報告するものとする。

3 部会は、第3条の規定により委嘱又は任命された委員から選出する。

4 部会に属するべき委員は、準備委員会において決定する。

5 部会に部会長及び副部会長を各1人置き、部会員の互選によってこれを定める。

6 部会長は、部会を代表し、部会の業務を総理する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

8 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。ただし、第1回目の部会は、委員長が招集する。

9 部会長が必要と認めるときは、部会の会議に部会の委員以外の者の出席を要請し、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局学校規模適正化推進室において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長と協議して教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

別表(第7条関係)

部会構成	所掌事務
学校経営部会	1 校名、校歌、校章、校則、制服、運動着等に関する事 2 教材、学校図書、文書、写真等の整理に関する事 3 記念誌、記念事業及び記念式典に関する事 4 その他学校経営部会で検討するべき事項
教育課程部会	1 教育課程、学校行事及び事前交流事業に関する事 2 地域交流事業等に関する事 3 児童会、生徒会、委員会活動等に関する事 4 その他教育課程部会で検討するべき事項
通学・PTA部会	1 通学体制に関する事 2 PTAの組織運営に関する事 3 その他通学・PTA部会で検討するべき事項